

福岡大学法科大学院の「共通的到達目標」およびカリキュラム編成の基本方針

1. 福岡大学法科大学院が養成しようとする法曹像

(1) 法科大学院の設置趣旨

「地域社会の法的需要に応える実務法曹の養成を基本として、地域社会における人々の生活及び権利の擁護を図るとともに、地域社会の発展に寄与する地域に根ざした実務法曹を要請することを目的」として法科大学院を設置する（大学院学則4条の2）。

(2) 福岡大学法科大学院の「教育理念・教育方針」

①社会正義を実現する法曹の養成

「人権を擁護する身近な弁護士、世の中の公正を迫及する裁判官、社会正義の実現を目指す検察官など幅広い人材を養成」

②社会の発展に貢献する法曹の養成

「企業、自治体、NPO など、さまざまな領域の社会活動を支える法曹を養成」

③あらゆる方面に対応できる法曹の養成

「地域に根ざし、地域に通じ、幅広く人々の暮らしを支える法曹の養成」

2. 福岡大学法科大学院の3方針

(1) 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

大学における所属・出身学部の特長を問わず、社会における職業や活動の専門分野を問わず、法曹として地域社会の法的問題を適切に処理することができる能力の修得を目指す意欲と熱意をもつ多様なバックグラウンドを有する学生および社会人を積極的に受け入れ、法学純粋未修者に対する教育を中心とする体制をとります。

(2) 教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

法学純粋未修者の教育においては、特に1年次における法学の基礎・基本を徹底する教育から出発して3年間にわたりじっくりと体系的に教育する体制をとるとともに、一人ひとりの学修・理解度状況を随時把握したきめ細やかな個人的指導を行う体制をとります。

このため1年次においては、まずは、法学純粋未修者がスムーズに法科大学院での勉強に入ることができるための導入教育に重点を置き、判決文を一字一句の意味を確認・理解しながら読む訓練を通じて実務的法律文書を論理的に正確に読むことができるようになる力を養成することを目標とする「判例講読」を、また、裁判制度の基本的知識を修得し法曹の意義と役割を具体的に理解させるとともに実務法曹を目指すモチベーションをさらに高めることを目標とする「裁判制度概論」を配置します。特に、「判例講読」は、少人数クラスにおいて、教員が学生と極めて近い距離で一人ひとりの学生の学修状況を見ながら進めていく授業方式を採ります。また、導入教育と並行して、公法系・民事系・刑事系の基本的な法律である憲法・民法・刑法などの法律基本科目を配置し、これらの法律の

基本的知識を徹底して修得させ、法律学の理論、構造、制度および判例の基礎・基本をしっかり理解させるとともに、それらの基本的知識の重要性を実際の法曹の活動や事例に触れさせることにより具体的に体得させることを目標とする教育を行います。こうした基本的知識の修得が一通り達成された段階（1年次法律基本科目の必修科目の平均GPAが1.5以上であることを2年次への進級要件としています）で、続いて、これらの基本的知識を適用・運用して様々な社会的問題を解決することのできるスキルを修得させるために、2年次に法律基本科目として演習科目を重点的に配置し、現実の事例の事実分析・認定を通じて法的思考力および問題解決能力を修得させることを目標とする教育を行います。

さらに2年次から3年次にかけては、これまでに修得した基本的知識、事実分析・認定能力、法的思考力および問題解決能力をさらに展開させるとともに、法曹の使命と責任を強く自覚させるための科目として、民事・刑事実務基礎論、民事・刑事実務演習、エクスターンシップやリーガルクリニック、さらには法曹倫理などの法律実務基礎科目を配置し、法曹としての高い使命感と倫理観を涵養するとともに、法的議論・表現能力およびコミュニケーション能力など、法実務家としての実践的かつ専門的なスキルを修得させることを目標とする教育を行います。また、様々な基礎法学・隣接科目並びに展開・先端科目を配置し、学生の視野を広げるとともに、社会の様々な領域における法的ニーズの増大および多様化に対応し、国内のみならず国際的な法的問題の処理を可能とすることを目標とする教育を行います。

(3) 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本法科大学院において修得した法曹に求められる基本的なマインドとスキルを、裁判所における法実務においてはもとより、法的問題の処理が必要とされる地域社会の様々な領域において十分に活用して適切な解決を図り、地域社会に貢献することのできる法曹を養成します。

3. 福岡大学法科大学院の学生が最低限修得すべき内容（「共通的到達目標」）

- (1) 本質および実際の意義を理解した上での基本的法的知識
- (2) 事実を正確に把握し法的問題を抽出する能力
- (3) 事実を法的に分析し問題解決に至る論理的筋道を整理する能力
- (4) 法的に表現・議論・説得することができる能力
- (5) 地域に貢献する法曹としての強い使命感と倫理観

4. 「共通的到達目標」のカリキュラムへの具体的展開

(1) 概要：基礎から実践へ

本法科大学院は、上記の「共通的到達目標」に基づいて、目指すべき法曹として必要な能力を養成するために、法律学の理論的教育を中心としつつ、実務教育の導入部分をも教育することとし、理論と実務の架橋を強く意識した教育を行います。この観点から、各年

次のカリキュラム編成に当たっては、知識の詰め込みではなく、知識を用いて最善の解決方法を考える力を修得することを重視し、このような力を基本から応用へと段階的に修得することができるように科目を配置します。

(2) 各年次におけるカリキュラム編成

カリキュラムは、基本的には、まず、基本的知識を徹底的に身につけ、次いで応用的能力を涵養するという構成となっていますが、これらは決して分断されているわけではなく、有機的に結びついています。このことにより、法曹実務家としての基本的な能力を効率的に修得することができます。

1年次においては、法学純粋未修者が法律学の基本的知識を重点的に修得し、法律学の基本的な理論、構造、制度および判例をしっかりと理解することができるようになることを目標として、まず、法学純粋未修者がスムーズに法科大学院での勉強に入ることができるための導入科目として、実務的法律文書を論理的に正確に読む力を養成することを目標とする「判例講読」および裁判制度の基本的知識を修得し法曹の意義と役割を具体的に理解させることを目標とする「裁判制度概論」を配置しています。これらの導入教育と並行して、「法律基本科目」として、公法系・民事系・刑事系の基礎的科目である憲法2科目（「基本的人権論」、「統治機構論」）、民法7科目（「民法Ⅰ～Ⅶ」）および刑法3科目（「刑事法Ⅰ～Ⅲ」）を中心に、民事訴訟法（「民事訴訟法Ⅰ」）および行政法（「行政過程論」）各1科目を必修科目として配置しています。これらの科目においては、まずは基本的な法的知識の修得を重点的に行いますが、それらを知識として覚えるのではなく、現実の事案を解決する道具として用いることができるように具体的に理解させることを目指します。また、刑事訴訟法については、2年次からの本格的な授業の導入科目として「刑事訴訟法入門」を設置しています。その他、法曹には幅広い識見・能力が必要とされることから、「基礎法学・隣接科目」として、「法と医学」、「法と情報」、「紛争処理の法理論」、「アジア法制度論」、「外国文献講読」などの科目を1年次から履修することができるようにしています。

2年次においては、1年次において修得した基本的知識を応用して、具体的事案を適切に解決する法的思考能力および問題解決能力を涵養するために、「法律基本科目」として、憲法、民法、刑法、商法、行政法、刑事訴訟法および民事訴訟法の各々の演習科目を配置しています。これらの演習科目においては、具体的事案を適切に分析し、妥当な結論を論理的に導くことが重視されますが、基本的法的知識を深耕することも求められます。また、法理論に基づく法曹実務の基礎的な能力を育成するために、「法律実務基礎科目」の必修科目として、「民事実務基礎論」および「刑事実務基礎論」を配置しており、後者を履修した後に、必修科目である「刑事実務演習」（刑事模擬裁判）においては、刑事裁判官として豊かな経験をもつ教員を中心とした実務家教員（弁護士教員、元検察官教員）の指導の下に模擬裁判を行うことにより、これまでに修得した法的能力を用いて、現実的な事件に取り組むことを通じて刑事事件を解決するための実践的能力を涵養します。次に、2年次の「法律基本科目」の必修科目としては、1年次に引き続き、行政法1科目（「行政救済

論) および民事訴訟法 2 科目 (「民事訴訟法Ⅱ、Ⅲ」) のほか、新たに、刑事訴訟法 2 科目 (「刑事手続論Ⅰ、Ⅱ」) および商法 3 科目 (「商法総則・商行為法」、「会社法Ⅰ、Ⅱ」) が設置されています。また、選択科目としては、2 年次から 3 年次にかけて、学生の視野を広げるとともに、社会の様々な領域における法的ニーズの増大および多様化に対応し、国内のみならず国際的な法的問題を解決するために必要な専門的知識・能力を養成するために、「展開・先端科目」として、「労働法」、「経済法」、「環境法」、「国際私法」、「社会保障法」、「都市法」、「倒産処理法」、「交通事故賠償論」、「保険法」、「消費者法」など多様な科目を開講しており、法曹としての自らの進路に適合する科目を選択することができます。さらに、特定のテーマについて深く掘り下げることにより法的思考力の向上を図る科目として配置している「特別演習」においては、当該テーマの法的問題において、理論が実務にどのように反映し、実務がどのように理論に影響しているかを検討しますので、自らの問題意識に適する特別演習を選択することができます。そして、法曹としての職務を遂行するにあたり遵守すべき倫理原則の理解および高い倫理観の涵養を目的として「法曹倫理」を配置しており、この「法曹倫理」は、3 年次の「エクスターンシップ」を履修する条件になっています。

3 年次においては、2 年次までに修得した法的思考能力および問題解決能力をさらに展開させ、法的議論・表現能力およびコミュニケーション能力など、より実践的かつ専門的な能力を育成することを目標として、法曹実務の現場を経験する「エクスターンシップ」および「リーガル・クリニック」を配置しています。また、2 年次の「民事実務基礎論」の履修に基づき必修科目として配置している「民事実務演習」(民事模擬裁判) では、弁護士教員、裁判官教員の指導の下に、生の民事事件に近い教材を用いて模擬裁判を行い、民事系分野について、実務と理論とを総合して立体的に理解することを目指します。そのほか、法実務家としての実践的かつ専門的なスキルを修得させるために、「民事紛争処理手続論」、「リーガル・コミュニケーション演習」、「家事事件処理手続論」、「企業法務論」を配置しています。そして、3 年次後期においては、本法科大学院における 3 年間の教育の集大成として、系列ごとの「総合演習Ⅰ (民事法)」、「総合演習Ⅱ (公法)」、「総合演習Ⅲ (刑事法)」を必修科目として配置しています。

このように、本法科大学院のカリキュラムは、1 年次から 3 年次にわたり、実務法曹に必要な知識と能力を、基礎から実践へと段階的に修得することができるよう、有機的かつ効率的に組み立てられています。

以 上